

# 児童福祉法上の児童の年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げた場合の影響

## 1. 児童福祉法上の児童等の年齢の考え方

- 児童福祉法上の「児童」については、労働基準法が18歳未満を年少者としていることを参考として、これをひとつの保護年齢と考え、18歳未満としているもの。
- 障害児についても、障害のある「児童」とされている。
- 小児慢性特定疾病の医療支援については、原則として「児童」（20歳未満の者であって18歳未満のときから当該医療支援を受けているものも対象。）が対象とされている。
- 児童自立生活援助事業の利用については、20歳未満の者が対象とされている。

## 2. 成年年齢等の引下げに係る動向

### ①日本国憲法の改正手続に関する法律の成立(平成19年5月)

- 平成19年5月に日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有することとされた。  
※ 平成30年6月21日以降に期日がある国民投票から適用
- 附則において、「年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨の規定が置かれ、それまでの間は国民投票の投票権を有する者は年齢満20年以上とされた。

### ②公職選挙法等の一部を改正する法律の成立(平成27年6月)

- 平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者等の年齢について、満20年以上から満18年以上に引き下げられた。 ※ 平成28年6月19日施行
- 改正法附則において、「国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨の規定が置かれた。

### ③成年年齢に関する提言(平成27年9月17日自由民主党政務調査会)

- 上記①及び②を踏まえ、平成27年9月17日、自由民主党政務調査会において、民法、少年法その他の法律の規定における成年年齢の在り方を提言。

#### 【民法】

現状の消費者教育等の施策の充実強化を図るとともに、国民への周知が徹底されるよう、施行時期に配慮しつつ、成年年齢についてできる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じる。

#### 【少年法その他の諸法令】

大人と子供の分水嶺を示す各種法令には国法上の統一性が必要であることなどから、満20歳以上(未満)を要件とする法律については、その年齢要件を原則として18歳以上(未満)とすべきである。

### 3. 児童の年齢を引き上げた場合の他の制度への影響

#### ①障害児・障害者

- 児童福祉法においては障害児のみが利用できる支援が定められており、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）においては障害者のみが利用できる支援と、障害児及び障害者が利用できる支援が定められている。
- 児童福祉法においては、「障害児」は障害のある「児童」とされている。一方、総合支援法においては、「障害児」は、児童福祉法の障害児の定義を引用して障害のある18歳未満の者とされ、また、「障害者」は18歳以上の者とされている。
- 仮に、児童福祉法の児童を20歳未満の者とした場合、障害児を20歳未満の者とするとともに障害者を20歳以上の者として（法改正が必要）について、障害を有する18～19歳の者への支援をはじめとして障害児・者の支援の在り方を含め、十分な議論が必要。

#### ②児童扶養手当、児童手当

- 児童扶養手当法、児童手当法の児童の年齢については、児童を扶養する家庭の家計負担の軽減を図るという趣旨から、ほとんどの児童が高校まで進学している状況に照らし、高校卒業時（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの者とされている。
- 法の目的が異なることから、児童福祉法の年齢の見直しが直ちに児童扶養手当法等の見直しにつながるものではないが、児童福祉法の年齢の見直しの趣旨・目的が、児童の経済的自立の遅れ等を理由とする場合には、児童扶養手当法等の見直しの議論に波及することもある。

#### ③風俗営業、児童ポルノなど

- 児童福祉法第34条においては、児童の福祉を著しく阻害する行為について、罰則の対象とされており、児童の年齢を引き上げた場合、児童福祉法上の罰則の適用対象が拡大することとなる。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（※）においても、児童・年少者の健全育成や権利擁護等のため、18歳未満の児童・年少者に対する一定の行為について罰則を設けているところ、児童福祉法上の児童の年齢の引き上げは、これらの法令の児童・年少者の定義等に影響を及ぼすおそれがある。  
（※）このほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、労働基準法、青少年保護育成条例などがある。

### 4. 児童の年齢を引き上げた場合の財政的な影響等

- 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設への入所、里親等への委託の対象者の拡大や、対象者の拡大に伴う施設の拡充等に伴う財政負担、職員確保等
- 児童扶養手当法等の改正が仮に必要な場合の財政負担
- 地方公共団体が行う児童福祉関連業務の対象者が拡大することによる、地方公共団体の事務負担の増加や、それに伴う職員配置の増加等による財政負担等